東京労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、東京都業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 12 月１日

東京労働局長　東　　明洋

第４号中「１時間821円」を「１時間829円」に改める。

東京労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 12 月１日

東京労働局長　東　　明洋

第４号中「１時間824円」を「１時間832円」に改める。

東京労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、東京都出版業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 12 月１日

東京労働局長　東　　明洋

第４号中「１時間819円」を「１時間827円」に改める。

長野労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県印刷、製版業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 12 月１日

長野労働局長　本川　　明

第４号中「１時間743円」を「１時間746円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 12 月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間814円」を「１時間823円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 12 月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間783円」を「１時間790円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年広島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 12 月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間788円」を「１時間796円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 12 月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間746円」を「１時間755円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 12 月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間772円」を「１時間781円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 12 月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間813円」を「１時間821円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県各種商品小売業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 12 月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間759円」を「１時間764円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第９号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県自動車小売業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 12 月１日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間767円」を「１時間775円」に改める。

裁判所公告

裁　判

選挙

十一月十四日市長の選挙を行った結果、次の者が当選した。

高島宗一郎（無所属）（男）

公　告

諸　事　項

工場財団

岡山県井原市木之子町5301番地２**中島硝子工業株式会社**の工場財団に千葉県香取郡東庄町宮野台１番地49中島硝子工業株式会社関東・東庄工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成 22 年 12 月１日

千葉地方法務局香取支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 12 月１日

九州地方整備局長　岡本　　博

1　処分をした年月日　平成22年７月２日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　高稲工業株式会社　高稲　　裕　長崎県長崎市川平町1364　国土交通大臣許可（般特―17）第1570号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、左官工事業、管工事業、塗装工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、防水工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成22年７月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。